

別送書類について（変更申請）【建設工事】

下表変更等事項中 11 から 13 に変更が生じた場合は、記載する添付書類を各 1 部、送信日から **7 日以内必着**にて提出して下さい。

添付書類(各種証明書等)は、申請日(データ送信日)において**発行日より 3 ヶ月以内**のものとし
ます(鮮明であれば写し可)。

※ 知立市以外の申請先自治体が必要とする別送書類については、データ送信後の到達確認画面にて確認できます。

変更等事項		添付書類(別送書類)
1	商号又は名称(支店営業所を含む)	なし
2	所在地、郵便番号又は電話番号(支店営業所を含む)	なし
3	建設業許可(業種追加を除く)に関する事項	なし
4	業種追加に関する事項	なし
5	登録等に関する事項	なし
6	資本金(法人のみ)	なし
7	本店(建設業法上の主たる営業所) 代表者の職名又は氏名(※1)	なし
8	契約を締結する営業所代表者の職名又は氏名	なし
9	FAX 番号・E メールアドレス	なし
10	廃業又は取下げ	なし
11	個人から法人への組織変更	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の建設業廃業届又は許可取消通知書の写し ・法人の建設業の許可を証する書面(許可通知書の写し等) ・登記事項証明書の写し ・個人廃業時及び法人の経營業務の管理責任者証明書の写し ・法人の建設業許可申請書及び別表(営業所一覧表)の写し
12	合併、営業権譲渡等による事業の承継	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を承継した法人の建設業の許可を証する書面(許可通知書の写し等) ・合併・営業権譲渡等契約書の写し ・法人の規模により合併・営業権譲渡等に関する公正取引委員会の届出受理書の写し

		<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書並びに事業を承継した法人の建設業許可申請書 ・建設業の許可に関する変更届出書及びそれらの書類に添付した別表(営業所一覧表)の写し
13	相続による事業の承継	<ul style="list-style-type: none"> ・相続関係を証する書面(戸籍謄本等) ・相続人の建設業の許可関係を証する書面(許可通知書の写し等)

(※1) 商号又は名称、代表者氏名が変わる場合は、[別途ICカードの新規発行・利用者登録](#)が必要です。

- 注1. 変更等事項 11～13 は、営業の同一性が認められる場合のみ、入札参加資格を承継することができます。
- 注2. 郵送による届出も可能です。尚、内容確認のため来庁していただく場合があります。